平成２５年（フ）第６４号
山梨県甲斐市万才984番地１
債務者　有限会社甲斐エンジニアリング
代表者取締役　諸石　　譲
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土橋　　順
４　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
静岡市葵区松富２丁目１番62号
債務者　株式会社望月巌商店
代表者代表取締役　望月　信一
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　正幸
４　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３５号
福岡市東区多の津１丁目11番５号
債務者　株式会社ダイセン
代表者代表取締役　田中純一郎
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
４　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９９号
北海道根室市西浜町10丁目143番地
債務者　マル海光洋水産株式会社
代表者代表取締役　小西　英俊
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
４　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５９号
和歌山県岩出市金屋17番地の１　Ⅱ―103号
債務者　平川　典由
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後　　亮
４　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県指宿市湊４丁目21番３号　なのはなビル302
債務者　行弘　智倫
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上川　　清
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第８号
鹿児島県南さつま市加世田武田15489番地１
債務者　福田　千洋
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第９４号
福島県いわき市小川町西小川字小橋８番地の26
債務者　吉田喜久夫
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１３３号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番３―409号
債務者　奥田　和幸
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池上　　遊
４　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９１号
徳島市八万町弐丈１番地の１、旧住所徳島市中徳島町１丁目23番地
債務者　勝浦　隆司
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
４　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
山口市宮野下1418番地７、前住所山口県萩市大字椿2997番地１
債務者　大丸酒造こと　大津　友伸
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村川　智一
４　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県指宿市開聞十町5207番地１
債務者　徳山尚吉こと　洪　　尚湖
１　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中佐和子
４　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第４６４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番３―204号
債務者　白川　義一
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　敬治
４　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１５号
愛知県豊田市五反田町宮ノ入33番地
債務者　安藤　和彦
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永谷　和之
４　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
奈良県大和郡山市九条町416番地13
債務者　児嶋　弘和
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
４　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
奈良地方裁判所